

学 第 9 4 1 号
令和 7 年 8 月 8 日

各私立学校法人理事長
各私立学校設置者 様

千葉県総務部長
(公印省略)

私立学校振興助成法第 1 4 条第 4 項に基づく
令和 7 年度以後の書類の提出等について (通知)

標記のことについては、下記のとおりとしたので、事務処理に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第一 提出書類について

1 提出書類について

書類の提出については、次のことに留意されたい。

- (1) 助成対象学校法人で千葉県知事を所轄庁とするもののうち、会計監査人を置かない学校法人は、私立学校振興助成法（以下「助成法」という。）第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書（私立学校法（以下「私学法」という。）第 104 条第 3 項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）について、公認会計士（公認会計士法（昭和 2 3 年法律第 103 号）第 1 6 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならないとされていること。

監査の具体的内容については、令和 7 年千葉県告示第 279 号のとおり、学校法人会計基準（昭和 4 6 年文部省令第 1 8 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書（活動区分資金収支計算書を除く）が作成されているかどうかとされていること。

- (2) 助成法第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、会計監査人を設置しない助成対象学校法人にあっては計算書類及びその附属明細書には公認会計士等の監査報告を添付することとされ、会計監査人を設置している助成対象学校法人にあっては私学法第 8 6 条第 2 項の会計監査報告を添付することとされていること。

- (3) 助成法第 9 条の規定に基づく経常的経費に対する補助金の額が、1 会

計年度に1学校法人に対し1,000万円未満の場合は、同法第14条第4項ただし書きの規定により監査報告書の添付の免除許可を、別記様式により申請することができること。

- (4) 私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条の規定に基づき、千葉県知事への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに千葉県知事が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (5) 千葉県知事が定める書類は、令和7年千葉県告示第277号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。

2 内訳表の作成及び提出について

千葉県知事に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。

3 人件費支出内訳表の監査について

内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、令和7年千葉県告示第277号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と私学法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

第二 公認会計士等の業務制限について

学校法人が令和7年千葉県告示第277号にて指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

第三 千葉県知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

- 1 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第3条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略できるものとする。

- 2 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする
こと。

第四 通知の廃止について

「平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）」（平成28年5月26日付け学第1539号）は、令和6年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。